

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公開番号】特開2007-213033(P2007-213033A)

【公開日】平成19年8月23日(2007.8.23)

【年通号数】公開・登録公報2007-032

【出願番号】特願2006-355649(P2006-355649)

【国際特許分類】

G 0 3 G 21/16 (2006.01)

G 0 3 G 21/18 (2006.01)

【F I】

G 0 3 G 15/00 5 5 4

G 0 3 G 15/00 5 5 6

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月17日(2011.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

記録媒体に画像を形成するための電子写真画像形成装置において、

電子写真感光体からトナー像を転写させるための転写部材と、

前記電子写真感光体を有するプロセスカートリッジを支持した状態で、前記電子写真画像形成装置の装置本体の外側と内側との間を移動可能な第一支持部材であって、前記装置本体の外側において前記プロセスカートリッジを着脱可能で、前記装置本体の内側において、前記電子写真感光体が前記転写部材に接触する接触位置と、前記電子写真感光体が前記転写部材から離間する離間位置と、を取り得る第一支持部材と、

前記電子写真感光体の回転軸線方向に見て前記電子写真感光体と前記転写部材との接線と平行な接線方向において移動可能な、前記第一支持部材を支持する第二支持部材であって、前記第一支持部材を前記接触位置に位置させるための第一の位置と、前記第一支持部材を前記離間位置に位置させるための第二の位置と、を取り得る第二支持部材と、

被係合部と、

前記第一支持部材に設けられ、前記第一支持部材が前記接触位置に位置する状態で前記転写部材に対して前記接線方向に前記第一支持部材が移動するのを規制するために、前記被係合部と係合する係合部と、

を有し、

前記第二支持部材が前記第一の位置から前記第二の位置へ移動する際に、前記係合部と前記被係合部とが係合した状態で前記接線方向及び前記回転軸線方向の両方に対して直交する直交方向へ前記第一支持部材が移動して前記電子写真感光体が前記転写部材から離間した後に、前記第二支持部材が前記第一の位置から前記第二の位置へ移動することによって前記係合部と前記被係合部との係合が解除されることを特徴とする電子写真画像形成装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記の目的を達成するための本発明に係る電子写真画像形成装置の代表的な構成は、記録媒体に画像を形成するための電子写真画像形成装置において、電子写真感光体からトナー像を転写させるための転写部材と、

前記電子写真感光体を有するプロセスカートリッジを支持した状態で、前記電子写真画像形成装置の装置本体の外側と内側との間を移動可能な第一支持部材であって、前記装置本体の外側において前記プロセスカートリッジを着脱可能で、前記装置本体の内側において、前記電子写真感光体が前記転写部材に接触する接触位置と、前記電子写真感光体が前記転写部材から離間する離間位置と、を取り得る第一支持部材と、

前記電子写真感光体の回転軸線方向に見て前記電子写真感光体と前記転写部材との接線と平行な接線方向において移動可能な、前記第一支持部材を支持する第二支持部材であって、前記第一支持部材を前記接触位置に位置させるための第一の位置と、前記第一支持部材を前記離間位置に位置させるための第二の位置と、を取り得る第二支持部材と、

被係合部と、

前記第一支持部材に設けられ、前記第一支持部材が前記接触位置に位置する状態で前記転写部材に対して前記接線方向に前記第一支持部材が移動するのを規制するために、前記被係合部と係合する係合部と、

を有し、

前記第二支持部材が前記第一の位置から前記第二の位置へ移動する際に、前記係合部と前記被係合部とが係合した状態で前記接線方向及び前記回転軸線方向の両方に対して直交する直交方向へ前記第一支持部材が移動して前記電子写真感光体が前記転写部材から離間した後に、前記第二支持部材が前記第一の位置から前記第二の位置へ移動することによって前記係合部と前記被係合部との係合が解除されることを特徴とする。